

厚生労働省発社援0517第12号  
平成24年5月17日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働事務次官

社会福祉施設等施設整備費の国庫補助（東日本大震災復興特別会計）について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成24年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、本通知中、社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内社会福祉法人等に対し、貴職からこの旨通知されたい。

## 別 紙

### 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱

#### 第1 通 則

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（東日本大震災復興特別会計）（以下「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。  
<sup>年</sup> <sup>労働省</sup>

#### 第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

（交付の目的）

- 1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下第2において「整備費補助金」という。）は、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定 義）

- 2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 障害者自立支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する共同生活	障害福祉サービス事業所		

<p>介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援、同条第16項に規定する共同生活援助に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)</p>			
<p>(2) 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設</p>	<p>障害者支援施設</p>		
<p>(3) 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設</p>	<p>児童福祉施設</p>	<p>障害児入所施設</p>	<p>福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設</p>
<p>(4) 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設及び同法第6条の2第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所</p>	<p>児童福祉施設  児童発達支援事業所  放課後等デイサービス事業所</p>	<p>児童発達支援センター</p>	<p>福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター</p>
<p>(5) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めて</p>	<p>その他施設</p>		

おり、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの			
----------------------------	--	--	--

3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 第2の2の表第1号、第4号、第5号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
防災拠点 スペース整備	平成24年5月17日障発0517第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備（東日本大震災復興特別会計）における防災拠点スペース整備及び耐震化整備について」により防災拠点スペース整備をすること。
耐震化整備	平成24年5月17日障発0517第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備（東日本大震災復興特別会計）における防災拠点スペース整備及び耐震化整備について」により耐震化整備をすること。

(2) 第2の2の表第2号、第3号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
防災拠点 スペース整備	平成24年5月17日障発0517第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備（東日本大震災復興特別会計）における防災拠点スペース整備及び耐震化整備について」により防災拠点スペース整備をすること。

(交付の対象)

4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
<p>(1) 障害福祉サービス事業所</p> <p>ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）</p>	<p>障害者自立支援法第79条第2項</p>	<p>障害者自立支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）</p>	<p>予算措置</p>	<p>都道府県又は指定都市若しくは中核市</p>	<p>3 / 4</p>	<p>2 / 3</p>
<p>イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）</p>	<p>障害者自立支援法第79条第2項</p>	<p>社会福祉法人等</p>	<p>予算措置</p>	<p>都道府県又は指定都市若しくは中核市</p>	<p>3 / 4</p>	<p>2 / 3</p>
<p>(2) 障害者支援施設</p>	<p>障害者自立支援法第83条第4項</p>	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資</p>	<p>予算措置</p>	<p>都道府県又は指定都市若しくは中核市</p>	<p>3 / 4</p>	<p>2 / 3</p>

		産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人等。医療法人を除く。）				
(3) 障害児入所施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	3 / 4	2 / 3
(4) 児童福祉施設等						
7 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人等	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	3 / 4	2 / 3
イ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第34条の3第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	3 / 4	2 / 3
(5) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3

5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。
- (3) (1)により選定された額に4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、(2)により算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

- (4) 次の表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、6の(3)中「4の表の⑥欄に定める県補助率」、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(4)の表の③欄に定める県補助率」、「(4)の表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	県補助率 ③	国庫補助 率 ④
ア 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・ 障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限	5/6	4/5

	<ul style="list-style-type: none"> <li>る。)</li> <li>・ 障害者支援施設</li> <li>・ 障害児入所施設 (主として、知的障害のあるを入所させるものに限る。)</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授産施設 (中分類)</li> </ul>	8.75/10	7.5/8.75
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児入所施設 (主として重症心身障害児 (児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう) を入所させるものに限る。)</li> </ul>	9/10	8/9
イ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (昭和46年法律第70号) 第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉施設</li> </ul>	4/5	5.5/8
ウ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (昭和55年法律第63号) 第2条に規定する地震対策緊急整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設 (生活介護又は自立訓練を行うものに限る。)</li> <li>・ 障害児入所施設</li> </ul>	5/6	4/5



<p>計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）</p>			
<p>エ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）</li> <li>・ 障害児入所施設</li> </ul>	5/6	4/5

（補助金の概算払）

7 地方厚生（支）局長は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

（交付の条件）

8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- （5）都道府県が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しく

は、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。

イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(イ) 建物等の用途

(ウ) 入所定員又は利用定員

ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。

エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7の様式により速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付す

るなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(6) (5)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

(7) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(8) 間接補助事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(9) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払によりこの間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(申請手続)

9 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

10 整備費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

11 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

地方厚生（支）局長は、9若しくは10よる申請書が到達した日から起算して原則として4月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（状況報告）

12 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。

補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

（実績報告）

13 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙2の様式による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（8の（5）のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

（補助金の返還）

14 地方厚生（支）局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

15 特別の事情により6、9、10、12及び13に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1

## 算 定 基 準

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>(ア) 別表 2-1 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 2-2 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表 2-3 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(エ) 地震対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 2-4 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(オ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 2-4 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

## 平成24年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価(耐震化整備単価)

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体	利用定員 20人以下	都市部	41,600,000
			標準	39,600,000
		21人 ~ 40人	都市部	83,400,000
			標準	79,500,000
		41人 ~ 60人	都市部	138,900,000
			標準	132,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	195,000,000
			標準	185,800,000
		81人 ~ 100人	都市部	251,400,000
			標準	239,400,000
		101人 ~ 120人	都市部	306,900,000
			標準	292,300,000
		121人以上	都市部	363,100,000
			標準	345,900,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	32,000,000	
		標準	30,500,000	
	短期入所整備加算	都市部	9,000,000	
		標準	8,580,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,200,000	
		標準	9,750,000	
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	7,520,000		
	標準	7,170,000		
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,810,000		
	標準	4,590,000		
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	75,300,000
			標準	71,700,000
		21人 ~ 40人	都市部	150,800,000
			標準	143,700,000
		41人 ~ 60人	都市部	251,400,000
			標準	239,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	353,300,000
			標準	336,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	454,500,000
			標準	432,900,000
		101人 ~ 120人	都市部	555,900,000
			標準	529,500,000
		121人以上	都市部	657,200,000
			標準	625,900,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	32,000,000	
		標準	30,500,000	
	短期入所整備加算	都市部	9,000,000	
		標準	8,580,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,200,000	
		標準	9,750,000	
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	7,520,000		
	標準	7,170,000		
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,810,000		
	標準	4,590,000		

## 平成24年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価(耐震化整備単価)

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
共同生活介護 共同生活援助	定員4人～10人	都市部	19,900,000	
		標準	19,000,000	
	短期入所整備加算	都市部	9,000,000	
		標準	8,580,000	
	エレベーター等設置整備加算	都市部	1,570,000	
		標準	1,500,000	
	相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	7,520,000	
		標準	7,170,000	
	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,810,000	
		標準	4,590,000	
福祉型障害児発達支援センター 医療型障害児発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	41,600,000
			標準	39,600,000
		21人～40人	都市部	83,400,000
			標準	79,500,000
		41人～60人	都市部	138,900,000
			標準	132,300,000
		61人～80人	都市部	195,000,000
			標準	185,800,000
		81人～100人	都市部	251,400,000
			標準	239,400,000
		101人～120人	都市部	306,900,000
			標準	292,300,000
		121人以上	都市部	363,100,000
			標準	345,900,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	32,000,000	
		標準	30,500,000	
	短期入所整備加算	都市部	9,000,000	
		標準	8,580,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,200,000	
		標準	9,750,000	
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	7,520,000		
	標準	7,170,000		
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,810,000		
	標準	4,590,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。  
2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。  
3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

## 別表2-2

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

## 平成24年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価(耐震化整備単価)

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	46,200,000		
			標準	44,000,000		
		21人 ~ 40人	都市部	92,700,000		
			標準	88,300,000		
		41人 ~ 60人	都市部	154,400,000		
			標準	147,000,000		
		61人 ~ 80人	都市部	216,700,000		
			標準	206,500,000		
		81人 ~ 100人	都市部	279,300,000		
			標準	266,000,000		
		101人 ~ 120人	都市部	341,000,000		
			標準	324,800,000		
		121人以上	都市部	403,500,000		
			標準	384,300,000		
		就労・訓練事業等整備加算			都市部	35,500,000
					標準	33,900,000
		短期入所整備加算			都市部	10,000,000
					標準	9,530,000
		発達障害者支援センター整備加算			都市部	11,300,000
					標準	10,800,000
相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	8,350,000		
			標準	7,960,000		
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算			都市部	5,340,000		
			標準	5,100,000		

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。



別表2-3

(公害防止対策事業として行う場合)

平成24年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価(耐震化整備単価)

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
福祉型障害児発達支援センター	本体	利用定員 20人以下	都市部	44,400,000
			標準	42,300,000
		21人 ~ 40人	都市部	89,000,000
			標準	84,800,000
		41人 ~ 60人	都市部	148,200,000
			標準	141,200,000
		61人 ~ 80人	都市部	208,000,000
			標準	198,200,000
		81人 ~ 100人	都市部	268,100,000
			標準	255,400,000
		101人 ~ 120人	都市部	327,300,000
			標準	311,800,000
		121人 以上	都市部	387,300,000
			標準	368,900,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	34,100,000	
		標準	32,500,000	
	短期入所整備加算	都市部	9,600,000	
		標準	9,150,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,800,000	
		標準	10,400,000	
	相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	8,020,000	
		標準	7,640,000	
	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,130,000	
		標準	4,890,000	

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

平成24年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価(耐震化整備単価)

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	46,200,000
			標準	44,000,000
		21人 ~ 40人	都市部	92,700,000
			標準	88,300,000
		41人 ~ 60人	都市部	154,400,000
			標準	147,000,000
		61人 ~ 80人	都市部	216,700,000
			標準	206,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	279,300,000
			標準	266,000,000
		101人 ~ 120人	都市部	341,000,000
			標準	324,800,000
		121人以上	都市部	403,500,000
			標準	384,300,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	35,500,000
			標準	33,900,000
	短期入所整備加算		都市部	10,000,000
			標準	9,530,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	11,300,000
			標準	10,800,000
相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	8,350,000	
		標準	7,960,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,340,000	
		標準	5,100,000	

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

## 平成24年度 防災拠点スペース整備(1施設あたり間接補助基準単価)

(単位:円)

防災拠点スペース	補助基準額
本体単価	26,700,000
初度設備加算	2,850,000

(注)

1. 災害時において適切な処遇を行えるスペースが設けられている場合には、初度設備のみの整備も可能であること。

2. 障害福祉サービス事業所等の創設に際し、防災拠点スペースを一体的に整備する場合には、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助金交付要綱」の平成24年度1事業所(1施設)当たりの間接補助基準単価に防災拠点スペース本体単価及び初度設備加算を加算したものを補助基準単価とする。

別表 4

算 定 基 準  
(そ の 他 施 設)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋            厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>ブロック        厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>木造            厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別紙 1

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

印

平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（東日本大震災復興特別会計）  
の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 別紙（1）
- 2 施設の種類等 別紙（1）
- 3 申請額内訳 別紙（2）
- 4 事業計画 別紙（3）  
（設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された申請書の事業計画の副本）

（添付書類）

- ・ 都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）  
抄本

別紙（１）

交 付 申 請 一 覧 表

（単位：円）

NO	施設の種類	施設の名称	間接補助事業者	国庫補助申請額
				施設整備費
	計			

別紙(2)

施設整備申請額内訳

(都道府県市名) (設置者の名称) (施設の名称)

施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出額 B ( ≤ A ) 円	寄付金その他 の収入額 C 円	差引額 D ( = A - C ) 円	BとDの少ない方 の額 × 県補助率 E 円	算定基準による 単価 F 円	都道府県 指定都市等) 補助額 G 円	国庫補助 基本額 H 円	国庫補助金 所要額 I ( = H × 2/3 ) 円
1 施設整備費									
施設整備費計									

- (注)
- (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
  - (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をF欄に記入すること。
  - (3) 算出にあたっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。
  - (4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4 + α)相当額を計上すること。 + αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。
  - (5) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、F欄若しくはG欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。
  - (6) A欄～H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
  - (7) H欄には、E欄、F欄若しくはG欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
  - (8) I欄は、H欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

## 事業計画

## 1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

## 2 施設整備費に係る事業計画

## (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- (ウ) 施設整備の区分（耐震化整備、防災拠点スペース整備の別）
- (エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (オ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）
- (オ) 処分（取りこわし）年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。



ウ 仮施設設工事

(ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 (\_\_\_\_\_造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 \_\_\_\_\_円

イ 工事事務費 \_\_\_\_\_円

ウ 小計 (本体工事費) \_\_\_\_\_円

エ 解体撤去工事費及び  
仮施設設整備工事費

(解体撤去工事費) \_\_\_\_\_円

(仮施設設整備工事費) \_\_\_\_\_円

オ その他の工事費 \_\_\_\_\_円

カ 合計 \_\_\_\_\_円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア 国庫補助金 \_\_\_\_\_円

イ ○○補助金 \_\_\_\_\_円

ウ 設置者負担金 \_\_\_\_\_円

(内訳) 一般財源 \_\_\_\_\_円

地方債 \_\_\_\_\_円

寄付金 \_\_\_\_\_円

エ 合計 \_\_\_\_\_円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日

ウ 着工年月日

エ 竣工年月日

オ 事業開始年月日

カ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

キ 仮施設設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮施設設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

印

平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（東日本大震災復興特別会計）  
の事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種 類 等 別紙（1）のとおり
- 3 精 算 額 内 訳 別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された事業実績報告書副本  
別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本



別紙(2)

施設整備精算額内訳

(都道府県市名)

(設置者の名称)

(施設の名称)

施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出額 B ( ≤ A ) 円	寄附金その他 の収入額 C 円	差引額 D ( =A-C ) 円	BとDの少ない方 の額 × 県補助率 E 円	算定基準による算 定単価 F 円	都道府県 (指定都市等) 補助額 G 円	都道府県 補助 支出済 額 H 円	国庫補助 金基本 額 I 円	国庫補助 金所要 額 J ( =I × 2/3 ) 円	国庫補助 金交付 決定額 K 円	国庫補助 金受入 済額 L 円	差引過 △不足額 M (=L-J) 円
1 施設整備費													
施設整備費計													

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をF欄に記入すること。  
 (3) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助(3/4+α)相当額を計上すること。 + αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。  
 (4) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、F欄若しくはG欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。  
 (5) A欄～H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (6) I欄には、E欄、F欄若しくはG欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。  
 (7) J欄は、I欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

別紙（3）

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（耐震化整備、防災拠点スペース整備の別）

(エ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(オ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造（ \_\_\_\_\_ 造）

(2) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計（本体工事費）	_____円
エ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	
	（解体撤去工事費）	_____円
	（仮施設整備工事費）	_____円
オ	その他の工事費	_____円
カ	合計	_____円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - (ア) 着工年月日
  - (イ) 完了年月日
- カ 仮施設工事関係
  - (ア) 工事期間
  - (イ) 仮施設の使用期間

(4) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無  
有 ・ 無

(5) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写  
直営の場合は、支払領収書の写

賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写（仮施設整備のみ）

- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写  
（建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証）
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表  
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図  
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙①）
- 7 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）



別紙①

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
各 指定都市市長  
中核市市長

社会福祉法人〇〇〇会  
理事長 〇〇〇〇

施工業者  
株式会社 △△△建設  
代表取締役 △△△△

### 工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

別紙 3

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金調書（東日本大震災復興特別会計）

平成 年度 厚生労働省所管

（地方公共団体名）

国		地方公共団体										備考		
歳出予算科目	交付決定 の額 円	補助 率	歳入			歳出								
			科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち国庫 補助 金相当額 円	支出済額 円	うち国庫 補助 金相当額 円	翌年度 繰越額 円		うち国庫 補助 金相当額 円	
(項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等施設 整備費補助金														

（作成要領）

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額の区分に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって附記すること。



別紙 5

平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（東日本大震災復興特別会計）による施設の工事進捗状況報告

施設の種類

（都道府県、指定都市等名）

施設名	設置主体	創設、拡張等の別	国庫補助額 A 円	12月末日の 出来高 B %	3月末日までの 出来高見込 C %	繰越見込高 D (100-C) %	繰越見込額 E (A×D) 円	備考
合計								

別紙 6

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

法 人 名

印

代表者名

平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（東日本大震災復興特別会計）  
の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律  
第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長

印
---

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（東日本大震災復興特別会計）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

1 施設の種類及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

4 添付書類

（1）設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された消費税仕入控除税額報告書副本

（2）3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等